



大分県最低賃金 **790 円**
 1月有効求人倍率 **1.45 倍**
 相談専用ダイヤル **0120-601-540**
 携帯・スマホから **097-532-3040**

Main Topix 働き方改革関連法順次施行

2019年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されています。

2020年4月に施行される関連法

「パートタイム・有期雇用労働法」、改正「労働者派遣法」
 正規労働者、非正規労働者の不合理な格差をなくす「同一労働同一賃金」が定められた「パートタイム・有期雇用労働法」、改正「労働者派遣法」が施行されます。
 同一企業内において、正社員と非正規雇用社員の間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇において不合理な賃金差を設けることが禁止されます。また、非正規雇用社員から説明を求められた場合は、企業は正社員との待遇差の内容や理由を明らかにしなければなりません。
 厚生労働省は、「同一労働同一賃金ガイドライン」で、正社員と非正規雇用社員の待遇差の不合理性についての原則や具体例を示しています。
 なお、この法律は、中小企業に対しては2021年4月から適用されます。

中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます

労働基準法改正により、2019年4月から大企業には適用されていた時間外労働の上限規制が、2020年4月から中小企業にも適用されます。
 「1日8時間、週40時間」の法定労働時間を超える時間外労働や「1週1日もしくは4週4日」の法定休日における休日労働には、「割増賃金」が支払われなければなりません。そもそも「時間外労働」や「休日労働」は、労働基準法では原則として許されておらず、労働基準法第36条の労使協定「36(サ7)の協定」を労働者の過半数の代表と締結してはじめて適法に命令することが可能となります。今回の改正で、その上限が月45時間、年間360時間と定められました。また、臨時的な特別の事情があって労使が合意する特別条項により、この上限を超える労働をさせることもできますが、これについても上限が定められました。

厚生労働省では、働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として、「働き方改革推進支援センター」を47都道府県に開設しています。全ての事業主の方が支援の対象で、36協定について詳しく知りたい、非正規の方の待遇をよくしたい、賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい、といったお悩みをもつ事業主の方からのご相談に応じています。詳細は、「大分」「働き方改革推進支援センター」で検索

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口など

『新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口』大分労働局雇用環境・均等室
 TEL097-536-0110 8時30分～17時15分(土日、祝日除く)
 賃金の支払い、休業手当、労働者の健康、解雇や労働条件引き下げ、特別休暇制度の導入など、労使の相談に応じます。
 『学校等休業助成金・支援金等コールセンター』
 TEL0120-60-3999 9時00分～21時00分(土日、祝日含む)
 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わない新たな助成金制度を創設し、個人で業務委託契約等で仕事をされている場合にも支援を広げることとしています。これらの相談に応じます。
 新型コロナウイルス感染症関連の各種助成金制度
 雇用調整助成金の特別措置の拡充(対象事業主の範囲の拡大等)
 問合せ先 大分労働局 大分助成金センター TEL097-535-2100
 時間外労働等助成金(テレワークコース・職場意識改善特例コース)
 問合せ先 (テレワークコース)テレワーク相談センター TEL0120-91-6479
 (職場意識改善特例コース)大分労働局 雇用環境・均等室 助成金担当 TEL097-532-4025

※新型コロナウイルス感染症関連の情報については随時更新が予想されます。厚生労働所HPなどでご確認ください。

目次

- P1. 働き方改革関連法施行
- P1 新型コロナウイルス感染症特別労働相談窓口など
- P2 労働組合基礎調査、年末一時金要求・妥結状況
- P3 インタビュー この人にききました
- P4 県内の動き(労働・経済関係)

- P5 トピックス
- P7 労働実務Q&A
- P7 主要労働経済指標
- P8 大分県労政・相談情報センターの労働相談

令和元年労働組合基礎調査の結果(令和元年6月30日現在) 令和2年1月31日発表

1 組合数の状況

組合数は476組合。適用法規別の構成比は、労組法適用が82.4%で最も高い。以下、地公法適用10.5%、国公法適用4.8%の順となっている。

2 組合員数の状況

非単位組合及び非独立組合員(以下「非単位等」という。)を含む組合員数は76,600人で前年(76,013人)より587人増加した(前年比0.8%増)。

適用法規別の組合員数(非単位等を含まない)の構成比は、労組法適用が74.3%で最も高い。以下、地公法適用22.3%、地公労法適用2.3%の順となっている。

パートタイム組合員数は7,250人で、全組合員数(非単位等を含む)に占める割合は9.5%で前年より0.1ポイント下回った。

3 組織率

非単位等を含む組合員の雇用労働者に占める推定組織率は、15.2%で前年(15.3%)より0.1ポイント減少した。

大分県内の労働組合数・組合員数・推定組織率の推移

年	組合数	増減	組合員数 (非単位等を含む) (人)	増減	推定組織率 (%)
H22	533	△3	79,863	△542	18.1
H23	531	△2	81,408	1,545	17.8
H24	521	△10	81,342	△66	17.8
H25	521	0	80,513	△829	17.5
H26	516	△5	80,180	△333	17.3
H27	508	△8	79,178	△1,002	16.7
H28	503	△5	77,155	△2,023	16.0
H29	498	△5	77,170	15	15.8
H30	480	△18	76,013	△1,157	15.3
R元	476	△4	76,600	587	15.2

*推定組織率=組合員数÷雇用労働者数

◎詳細は大分県庁ホームページに掲載しています。http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei-kumiai.html

令和元年年末一時金要求・妥結状況最終集計(12月28日現在) 令和2年2月19日発表

1 概況

調査対象172事業所のうち要求を把握できたのは99事業所で、そのうち妥結した事業所は98事業所だった。

2 要求状況

要求を把握できた事業所99事業所の平均要求額は638,099円、要求月数は2.40ヶ月分で、そのうち、前年の数字が把握できる72事業所の要求額は、619,788円、要求月数は2.30ヶ月分で、前年の623,370円、2.38ヶ月分に対して、額で3,582円、月数で0.08ヶ月分下回った。

3 妥結状況

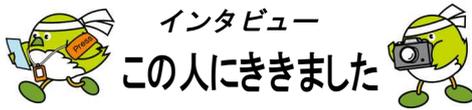
妥結した98事業所の平均妥結額は、602,046円で、妥結月数は2.23ヶ月分だった。そのうち、前年の数字が把握できる71事業所の妥結額は594,242円、妥結月数は2.17ヶ月分で、前年の580,245円、2.19ヶ月分に対し、額では13,997円上回ったが、月数では0.02ヶ月分下回った。

表 令和元年年末一時金要求・妥結状況(令和元年12月28日現在)

区分	要 求					妥 結		
	件数	年齢	平均賃金	額(円)	月数	件数	額(円)	月数
全 産 業 計	99	39.1	265,072	638,099	2.40	98	602,046	2.23
製 造 業 計	40	38.8	275,498	700,184	2.53	39	694,952	2.47
食 料 品 ・ た ば こ	6	37.9	246,704	641,397	2.59	6	462,900	1.85
織 維 工 業	2	46.2	236,140	446,277	1.71	2	313,142	1.08
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	1	X	X	X	X	1	X	X
化 学 ・ 石 油 ・ プ ラ ス チ ッ ク	5	37.9	328,222	906,781	2.76	5	905,453	2.75
窯 業 ・ 土 石	6	41.6	303,248	900,013	2.95	6	887,338	2.89
鉄 鋼 ・ 非 鉄	3	36.0	307,493	748,154	2.43	3	736,251	2.38
金 属 製 品	1	X	X	X	X	1	X	X
機 械 器 具	1	X	X	X	X	1	X	X
電 気 機 械 器 具	1	X	X	X	X	1	X	X
輸 送 用 機 械 器 具	11	36.7	255,288	680,165	2.67	11	644,526	2.53
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 ・ そ の 他	3	45.1	252,908	542,903	2.14	2	592,098	2.25
鉱業、採石業、砂利採取業	4	41.6	284,031	753,521	2.66	4	700,144	2.47
建 設 業	5	34.5	274,050	785,162	2.90	5	782,836	2.86
電 気 ・ ガ ス 業	3	35.5	306,618	861,703	2.80	3	788,611	2.56
情 報 通 信 業	2	37.0	342,017	991,124	2.90	2	765,429	2.24
運 輸 業 ・ 郵 便 業 計	9	44.0	215,488	591,616	2.74	9	449,850	2.05
バ ス	4	43.9	182,083	455,208	2.50	4	318,975	1.75
貨 物	5	44.0	236,139	675,949	2.89	5	530,762	2.24
卸 売 業 ・ 小 売 業	15	40.8	259,106	444,708	1.74	15	372,250	1.44
金 融 業 ・ 保 険 業	1	X	X	X	X	1	X	X
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	1	X	X	X	X	1	X	X
教 育 ・ 学 習 支 援 業	4	33.1	149,748	289,902	1.93	4	228,875	1.51
医 療 ・ 福 祉	7	36.7	240,168	540,022	2.28	7	505,574	2.15
複 合 サ ー ビ ス 事 業	4	39.4	256,076	427,895	1.68	4	427,886	1.68
サ ー ビ ス 業	4	37.7	250,560	723,431	2.97	4	649,231	2.53

(注) 1 表は、本年の賃上げ状況について、把握できたすべての事業所について集計したものである。
 2 数字はすべて加重平均である。
 3 表中の符号「X」は対象が少ないため公表しないが、「X」の数値は総数に含まれている。
 4 平均賃金とは、基本給に通勤手当、家族手当等を加えた所定労働時間内勤務に対する賃金の平均である。

◎詳細は大分県庁ホームページに掲載しています。http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei-nenmatu2019.html



県内経済、春闘、働き方改革について ～県内労使団体トップに聞く～



日本労働組合総連合会大分県連合会（連合大分）
会長 佐藤寛人氏

○県内の経済動向等について

- ・年明け当初は、「日本経済の基調は緩やかに拡大」とされていたが、新型コロナウイルスの世界的感染拡大による警戒感などが、県内企業にも「企業活動や雇用面の不安」という深刻な影響を与えている。

○2020春闘について

- ・「超少子化・高齢化、人口減少」と「賃金が上昇しない」という現実が、日本全体に「危機感」を招いている。「底上げ」、「底支え」、「格差是正」はもちろん、「分配構造の転換につながり得る賃上げ」を目指す。
- ・労働者の実質賃金は低下しており、可処分所得がリーマンショック前に戻り切れていない。労使それぞれの役割の中で生み出した付加価値の適正な循環を求めていく。
- ・2009年以降、企業の経常利益は伸びている一方、労働者の賃金は横ばいのままである。労働者への分配を求めて、分配構造の転換を進めていく。
- ・雇用形態間の賃金格差を改善し、未組織労働者など連合の組織外労働者にも賃上げの流れを波及させる必要がある。

○働き方改革について

- ・雇用形態間の不合理な格差の是正が喫緊の課題である。4月には、大企業に対する「同一労働同一賃金」、中小企業に対する労働時間の上限規制の適用がスタートする。中小企業の約2割が時間外労働の上限規制について知らない、大企業でも月80時間超の残業をしている労働者が約300万人いるという。労使一体となり、働く者の命とくらしを守る働き方改革としていく。
- ・労使を取り巻く環境が大きく変化し厳しい時である今こそ、人を大事にしてきた日本的経営の意義も再確認し、人を活かし、人が生きる社会や企業や職場をつくるべく、2020闘争を進めていく。



大分県経営者協会
会長 杉原正晴氏

○県内の経済動向等について

- ・昨年からの日韓関係悪化に加えて、新型コロナウイルス感染拡大問題により、県内経済は急激に厳しい状況となっている。
- ・特に観光関連のホテル・バス・タクシー・旅行エージェントや百貨店・飲食業等は、2月以降急激に売り上げが落ち込んでいる。しかも収束の見込みも立っておらず極めて深刻な状況である。

○2020春闘について

- ・このような、かつてない不透明な状況の中で、本年春闘を迎えることとなる訳であり、例年とは比べようもない難しい対応を強いられるというのが経営サイドの実感である。
- ・また、県内中小企業では未だ人手不足感が強く、人材確保・定着の為に労働条件のUPが必要であったり、同一労働同一賃金など働き方改革関連法への対応に伴うコスト増など、収益を引き下げる要因もある。
- ・いずれにせよ経営サイドは、周辺環境を含め企業の経営状況や見通しなどをしっかり把握し、労使間で課題を共有し、優先順位をどうするか等、真剣に論議し、それぞれの企業にとってふさわしい結論を出していくことが望ましいと考えている。

○働き方改革について

- ・関連法への対応を含め、働き方改革は当協会として重要な課題として取り組んでおり、講演会やセミナー等を開催し、啓発を図っている。
- ・生産性向上には、IT活用などの業務の効率化は勿論であるが、成果をあげるには従業員の働きがいや意欲の向上がより重要と考えている。
- ・女性活躍推進についても、「女性プロジェクト」を中心に講演会や視察研修などを通じて、女性の働きやすい環境づくりについて議論を進めている。

令和2年2月 **県内の動き（労働・経済関係）**

高校生技能振興奨励賞 表彰式が開催されました

高等学校在学中に技能検定2級または溶接技能者評価試験専門級に合格し、技能に関連する県内の事業所に就職が内定している者に対して授与される高校生技能振興奨励賞の表彰式が2月19日（水）に大分県庁で行われました。本年度は鶴崎工業高等学校 建築科の岩尾小雪（いわおこゆき）さんが受賞しました。

この賞は、若手技能者の確保と技能の継承及び向上並びに県内就職の促進を目的として平成20年度に創設され、これまでに73名が受賞しています。

表彰式で広瀬知事は、「これまで習得した技術を存分に発揮し、大分の産業の発展に貢献してください。」と激励し、岩尾さんは、「大分県に若者が残り街に活気が満ちあふれ、大分県全体が発

展することを願い、これからも精進していきます。」と抱負を述べました。



表彰式の様子

「九州・山口しごとフェスタ～業界研究会～」が開催されました！

2月11日（火・祝）、池袋サンシャインシティ（東京都豊島区）で「九州・山口しごとフェスタ～業界研究会～」が開催されました。

この業界研究会は、東京圏の若者の九州・山口への還流と地域定着の促進のために、九州・山口U・I・Jターン若者就職促進協議会が開催したものです。

対象は、東京圏のU・I・Jターン就職希望者で、2020年、2021年3月の大学、専門学校等の卒業予定者や40歳未満のU・I・Jターン就職希望者です。

当日は九州・山口の企業と各県の就職相談コーナーの152ブースが設けられ、昨年を100名近く上回る451名の方が来場しました。



オープニングイベント



各ブースの様子

詳しくはホームページへ

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234
FAX (03) 5955-8211

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

簡単

有利

安全

中退共の退職金制度なら

社長の決断、応援します。退職金

社外積立で
管理も簡単

納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合
掛金の一部を国が助成します。

令和2年度前期技能検定が実施されます

技能検定は「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する技能の国家検定制度」です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。また、35歳未満の方は2級・3級の受検手数料が減額されます。

令和2年度の前期技能検定が下記のとおり実施されます

＜受験申請受付期間＞ 令和2年4月6日（月）から4月17日（金）まで
 ＜受験申請書について＞ 大分県職業能力開発協会において配布します。
 （大分市大字下宗方字古川1035-1）

※実施職種・受検料等詳細は大分県職業能力開発協会のHPをご覧ください。
 HPアドレス <http://www.noukai-oita.com/>



お問合せ

大分県職業能力開発協会 TEL097-542-3651
 大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 TEL097-506-3330

若年技能者の育成に力を入れている企業・団体を応援します！

本県経済の成長を支える重要な存在である中小企業の持続的な発展のためには、若年従事者の育成による生産性向上と技能・技術の継承を図っていくことが極めて重要です。そこで、優秀な技能者の育成と技能の継承に積極的に取り組む企業を大分県が支援します。

(1) 【若年技能者育成企業支援事業費補助金】

従業員の技能検定受検に要する経費の一部を県が補助します！

対象者 大分県内の中小企業者
 補助条件 技能士資格について月額1,000円以上の資格手当を設けている又は新設すること
 対象経費 令和2年前期技能検定受検に要する費用
 （受検料、講座受講料、教材費、材料費等）
 補助内容 補助率 上記対象経費の2分の1
 補助限度額 1人あたり 5万円
 1企業あたり50万円(10人分)
 ※予算に達し次終了となります
 申請期限 令和2年4月17日（金）必着

(2) 【大分県技能人材育成表彰】

優秀な技能者の育成と技能の継承に取り組む中小企業等を表彰します！

対象者 大分県内の中小企業者・企業組合・協業組合
 要件 県内での直近の事業実績が5年以上あり、技能者の人材育成に積極的に取り組んでいること等
 応募期限 令和2年7月31日（金）

※本事業の実施は令和2年度当初予算の成立が前提となります。

※補助金・表彰の詳細は大分県ホームページでご確認ください。（「大分 技能人材育成」で検索）

お問合せ

大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 TEL097-506-3330

【令和元年度 大分県技能人材育成表彰】受賞企業が決定しました

第1回目となる令和元年度の受賞企業が決定し、表彰を行いましたのでお知らせします。
 令和元年度（第1回目）受賞企業 株式会社中央スプリング製作所

令和2年2月27日（木）、日田市の株式会社中央スプリング製作所において、竹内一晃代表取締役、大分県商工観光労働部雇用労働政策課の徳野課長から表彰状が贈られました。

同社は、金属製品の加工及び販売を事業としている会社で、技能資格・公的資格の取得を全社目標とし、社員・パート社員に積極的に技能検定を受検させる取り組みを行っています。また、技能検定資格を昇格制度に取り入れるなど、技能士の処遇、地位向上に取り

組んでいます。

なお、4年連続で従業員が技能検定成績優秀者表彰（金属ばね製造職種）を受賞するなど、その高い技能が評価されています。



（株）中央スプリング製作所の皆さん

大分県は『働きたい女性』を応援します！

「女性のための企業体験会」を開催しました

結婚、出産、介護等で離職した方々の再就職を支援しています。

2月5日(水)から2月28日(金)にかけて、女性の雇用に前向きな企業8社が参加して、それぞれの企業で女性向けの企業体験会を実施しました。

体験会は、無料託児サービスが提供されたり、子ども同伴での体験も可能な環境で行われました。また、企業と女性の橋渡しを行うコンシェルジュが同行し、初めての参加で不安な方や質問にためらう方のフォローをしました。

参加者は、会社を見学し、仕事内容や職場環境などを実際に見たり体験することで、企業への理解を深め、「働く」ことに対して一歩を踏み出しました。



《参加者の声》

- ・実際に働いている方から働き方を聞いたのでよかったです。
- ・社員さん同士の雰囲気良く、また研修などがしっかりしていました。
- ・職場の雰囲気を確認できてよかったです。
- ・企業に応募する前に企業見学をする機会は貴重だと思いました。
- ・運営の方がついてきてくださり心強かったです。

【参加企業】株式会社ポーラ 畑中店
SCSKサービスウェア株式会社
大分第一交通株式会社
株式会社コイシ
社会医療法人敬和会 大分岡病院
株式会社吉田喜九州
トランスコスモス株式会社
株式会社坂井建設

「在宅ワーカーマッチングイベント(商談会)」を開催しました

子育てや介護等の家庭の事情により外で働くことが困難な女性等に対し、柔軟な働き方が可能な「在宅ワーク」を推進しています。

1月30日(木)、大分市のJ:COMホルトホール大分で、在宅ワーカーと発注企業との「在宅ワーカーマッチングイベント」を開催しました。

22の企業(うち4社はスカイプ出展)と定員80名を大幅に上回る103名の在宅ワーカーが参加し、商談を行いました。

《参加企業の声》

- ・ワーカー自身のやりたい事が明確で、自己PRが上手でした。
- ・昨年よりもワーカーのレベル感が上がっている感じがあり、とても有意義な時間でした。
- ・一人ひとりが高いスキルを持っていることに驚きました。今回のマッチングイベントがないと、到底巡り会えなかったと思います。



《在宅ワーカーの声》

- ・webライターのお仕事が結構あったのでよかったです。
- ・経理の仕事の出展ブースがあってよかったです。
- ・直接お話を聞いたのはとてもよかったです、今後も続けていただきたいと思いました。

お問合せ

大分県商工観光労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 TEL097-506-3327

仕事休もっ化計画 ゴールデンウィークの休日に年休をプラスワン!

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

今年のゴールデンウィークは、5月7日(木)・8日(金)を休むと9連休に!

休もっ化計画① 仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで休みやすい職場環境にしよう。

休もっ化計画② 年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入しよう。

休もっ化計画③ 土日、祝日にプラスワン休暇して、連続休暇にしよう。

厚生労働省 | 大分労働局 | 労働基準監督署

◎働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp>





労働実務Q&A

大分県社会保険労務士会



【執筆】

社会保険労務士

溝江 由起子 氏

○社会保険労務士 溝江由起子事務所

大分市大字勢家865番地の4



「同一労働同一賃金」が義務付けられます。
(中小企業は2021年4月から)

Q 最近、「同一労働同一賃金」と聞きますが、どのような制度でしょうか。

A 「同一労働同一賃金」とは、今年の4月に施行される「パートタイム・有期雇用労働法」、「労働者派遣法」で、同じ企業で働く正社員と、パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者などの非正規労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されることをいいます。(中小企業への適用は2021年4月から)

▼では、合理的な待遇の差とは、どういうことでしょうか。大きく分けて、「均衡待遇」と「均等待遇」ということになります。

▼「均衡待遇」とは、業務の内容及び責任の程度、職務内容、配置の変更の範囲、その他の事業の違いに応じた範囲内で、賃金や福利厚生などの待遇の差が決定されていることで、例えば、同じ作業でも、主任と作業員で責任の範囲の違いがあって、手当に差がある場合などです。

▼「均等待遇」とは、業務の内容及び責任の程度、職務内容、配置の変更の範囲などが同じであれば、同じ待遇とすることで、例えば、同じ通勤区間を同じようにバスで通勤している場合は、正社員も非正規労働者も同額の通勤手当が支給されるようなことなどです。

▼この「均衡待遇」、「均等待遇」は全体的にみて合理的な待遇となっていればいいわけではありません。基本給、手当、賞与などにおいて、それぞれに合理的でなければなりません。

▼「均衡待遇」、「均等待遇」がなされているかを確認するには、

- ① 正社員と非正規労働者の雇用形態、条件ごとの社員タイプ、人数等を確認。
- ② タイプごとに賃金や福利厚生などの待遇状況を確認。
- ③ 待遇に違いがある場合、その違いの理由を確認。例えば、正社員には転勤があるので基本給に差があることなど。

という手順で確認しますが、判断が難しい場合は、厚生労働省のHPの

「一労働同一賃金特集ページ」の中の「対応のための取組手順書」でご確認ください。

▼パートタイム労働者、有期雇用労働者については、事業主は雇い入れのときに、正社員と不合理な待遇差を設けない、差別的取り扱いをしないことなどを説明しなければなりません。

▼派遣労働者については、派遣元事業主は派遣労働者として雇用しようとする労働者に、派遣先の通常の労働者と不合理な待遇差を設けない、差別的取り扱いをしない旨、一定の要件を満たす労使協定に基づき待遇が決定される旨、賃金の決定にあたって勘案した事項を説明をしなければなりません。

▼いずれも、待遇の差があったとき、説明を求められれば、その内容、理由等を説明をしなければなりません。

▼これを機に、現在の就業規則で定めている基本給や手当、賞与を改めて確認し、見直す機会としましょう。

▼中小企業への適用は2021年4月からですが、中小企業の皆さんも余裕をもって準備をしましょう。

主要労働経済指標 (～令和元年12月)

主要労働経済指標

項目	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
年月												
平成28年 平均	365,804	316,584	292,593	258,251	73,211	58,333	148.5	156.7	135.8	144.1	12.7	12.6
29年 平均	367,951	322,250	294,010	260,744	73,941	61,506	148.4	158.1	135.7	144.5	12.7	13.6
30年 平均	372,162	312,645	295,944	253,861	76,218	58,784	147.4	153.5	134.9	141.0	12.5	12.5
令和 2年 8月	306,687	263,347	295,936	249,267	10,751	14,080	141.6	145.3	130.0	134.9	11.6	10.4
9月	305,025	259,735	295,976	251,938	9,049	7,797	142.5	147.7	130.3	136.8	12.2	10.9
10月	305,768	259,656	298,384	253,801	7,384	5,855	146.5	152.5	133.9	141.6	12.6	10.9
11月	323,586	268,096	297,698	250,821	25,888	17,275	147.5	149.2	134.9	138.6	12.6	10.6
12月	686,624	554,657	297,130	253,206	389,494	301,451	145.0	148.3	132.7	137.1	12.3	11.2
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											
項目	一般職業紹介状況(学卒除く、パート含む)				消費者物価指数(総合27年=100)		鉱工業生産指数(季調済22年=100 ※年指数は原指数)		1世帯当たり(勤労者世帯) 家計消費支出(円)			
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)									
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国		大分市	
年月												
平成28年 平均	2.04	1.72	1.36	1.19	99.9	100.1	100.0	100.7	309,591 299,858			
29年 平均	2.24	1.98	1.50	1.42	100.4	100.6	103.1	96.0	313,057 321,925			
30年 平均	2.39	2.13	1.61	1.54	101.3	101.9	104.2	95.4	315,314 325,288			
令和 2年 8月	2.45	2.20	1.59	1.52	101.8	102.4	101.5	94.7	325,516 265,420			
9月	2.28	2.03	1.57	1.48	101.9	102.7	103.2	93.9	329,655 274,331			
10月	2.44	2.03	1.57	1.44	102.2	102.9	98.6	93.6	305,197 252,327			
11月	2.32	2.25	1.57	1.49	102.3	102.9	97.6	95.7	303,986 288,029			
12月	2.43	2.17	1.57	1.50	102.3	102.7	98.8	94.6	345,370 286,966			
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」	県統計調査課「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局「家計調査」			

(注)一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値、年度平均は原数値。

大分県労政・相談情報センターの労働相談（4月～5月）

一般労働相談

労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。
相談日 月～金曜日 8:30～17:15 土日祝日と12/29から1/3はお休みです。

巡回特別労働相談

毎月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。
4月23日(木) 大分県庁 本館 正庁ホール (大分市) 受付 13:00～16:30
5月28日(木) 佐伯市役所 6階 大会議室 (佐伯市) 受付 13:30～16:00

新入社員の悩み・契約更新のトラブル労働相談会

新入社員の皆さん、契約更新した非正規社員の皆さん、お悩みはありませんか？
期間 4月19日(日)～21日(火)
時間 19日(日)は10:00～20:00 20日(月)、21日(火)は8:30～20:00

働き方のトラブル集中労働相談会

超過勤務、年次有給休暇、ハラスメント、職場のお悩みはありませんか？
期間 5月24日(日)～26日(火)
時間 24日(日)は 9:00～18:00 25日(月)、26日(火)は8:30～20:00

電話相談は 固定電話からはフリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター(県雇用労働政策課内)
TEL097-532-3040

◆◆労委だより◆◆

(令和2年1月～2月の概況)

大分県労働委員会

< 事 件 関 係 >

○ 審査事件関係

種 別	新規	12月から繰越	終 結	3月へ繰越
不当労働行為事件	0	2	0	2
労働組合資格審査	0	2	0	2
再 審 査 事 件	0	0	0	0

○ 調整事件関係

種 別	新規	12月から繰越	終 結	3月へ繰越
あ っ せ ん	0	0	0	0
調 停	0	0	0	0
仲 裁	0	0	0	0

○ 個別労働関係紛争関係

種 別	新規	12月から繰越	終 結	3月へ繰越
あ っ せ ん	0	1	1	0

< 会議の開催状況 >

- 1月28日 定例総会 (第1666回総会)
- 2月12日 臨時総会 (第1667回総会)
- 2月17日 定例総会 (第1668回総会)
- 2月25日 定例総会 (第1669回総会)

令和元年(平成31年)における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を公表しました

【大分県ホームページ】

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/23100/osirase.html>

大分県労働委員会 労働相談ダイヤル

TEL 097-536-3650

※相談時間は9時から17時まで

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。
解雇、賃金未払い、配転など労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

大分県労働委員会
〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号
(県庁舎本館3階)

< 『悩まずどんとこい労働相談』実施状況 >

○実施期間 2月1日(土)～7日(金) 平日:午後8時まで 土日:午後5時まで

○相談者数

労働者	使用者	合計(人)
17	1	18

○相談内容

経営・人事	賃金等	労働条件等	その他	合計(件)
7	9	16	4	36
退職 3	時間外手当 4	労働保険 4	パワハラ 4	
普通解雇 2	賃金未払い 2	労働契約等 3		
雇止め 1	一時金 2	就業規則 3		
復職 1	解雇手当 1	安全衛生 2		
		時間外労働 2		
		社会保険 1		
		その他 1		

下記URLにてウェブアンケートを実施しています。「労働おいた」へのご感想や、「こんな記事を書いて欲しい」「この人にインタビューして欲しい」といったご要望など、様々なご意見をお待ちしています。

<アンケートページ>

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/bNt4xzzC>

QRコード⇒



オオイト

カテテ!

大分で「活躍する企業」や「働く人」、「魅力的な大分」を発信しているサイトです!

▶▶<https://oita-katete.pref.oita.jp/>

(製作・発行) 大分県商工労働部雇用労働政策課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756
E-mail: a14310@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodoita-000.html>

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>